

奈良県公の施設指定管理者運営評価委員会規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第百二号

奈良県公の施設指定管理者運営評価委員会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、奈良県附属機関に関する条例（昭和二十八年三月奈良県条例第四号）第二条の規定に基づき、奈良県公の施設指定管理者運営評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 委員会は、委員十人以内で組織する。

2 委員は、指定管理者の運営に対する評価に関し優れた識見を有する者のうちから知事が委嘱する。

(任期)

第三条 委員の任期は三年以内とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第四条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第五条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

(部会)

第六条 委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員のうちから委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を委員会に報告する。

5 前条の規定は、部会の会議について準用する。

（委員以外の者の出席）

第七条 委員長又は部会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（秘密の保持）

第八条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第九条 委員会の庶務は、総務部行政経営課ファシリティマネジメント室において処理する。

（その他）

第十条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。